

第1回質問の回答の追加

6. プロポーザルにおける設計条件				
No.	資料名	頁	質問	回答
9	説明書、基本計画	P46、P 8	敷地東面(B-1街区)に面しているのは港湾道路であり、建築基準法上の道路扱いではないとされています。すると、東面斜線制限は隣地斜線と考えれば良いのでしょうか？	臨港道路に接する部分は隣地斜線です。
10	説明書、基本計画	P46、P 8	敷地東面(B-1街区)に面している港湾道路が建築基準法上の道路扱いではないとすると、これによる制約条件は何かありますか？	臨港道路は隣地として扱ってください。
11	基本計画	P 8	多目的広場に接する部分の斜線制限は、道路斜線になりますか、隣地斜線になりますか？道路斜線でない場合、多目的広場を公園的な扱いとして、緩和が生じますか？	多目的広場に接する部分は隣地斜線です。現時点での特定行政庁の回答では、建築基準法施行令第135条の3第1項第1号の緩和はありません。
12	説明書、基本計画	P16、P 8	敷地北面は、25m道路の先に公園的なシーフロントプロムナード、その先に海面があります。よって、道路斜線への、これらによる何らかの緩和が生じると思われれます。緩和が生じる場合、具体的にお教えてください。	現時点での特定行政庁の回答では、建築基準法施行令第134条の緩和はありません。
13	説明書、基本計画	P16、P 8	敷地東面に面している港湾道路の東側には公園的なハーバープロムナードがあります。しかし、敷地が接しているのは港湾道路であるため、ハーバープロムナードによる敷地東側斜線制限の緩和は認められないのでしょうか？お教えてください。	現時点での特定行政庁の回答では、建築基準法施行令第135条の3第1項第1号の緩和はありません。

8. 追加資料				
No.	資料名	頁	質問	回答
1	-	-	計画地における地盤調査のデータを開示していただけますか？	<p>基本計画P26に記載のとおり、支持層の位置はGL-17m付近を想定しています。参考となる敷地周辺の既存ボーリングデータは別添のとおりです。また、測量、地質調査、埋設物調査は、基本設計期間に別途実施予定です。</p> <p>本プロポーザルの提案にあたっては、敷地内の高低差はないものとして提案してください。敷地周辺の高低差に係る既存データは別添のとおりです。また、測量、地質調査、埋設物調査は、基本設計期間に別途実施予定です。</p> <p>高松シンボルタワー、サンポート高松コリドー及び多目的広場地下駐車場の図面データは別添のとおりです。</p>
2	基本計画	P26	敷地のボーリングデータ及び、地質調査書があれば、ご提供をお願いします。	
3	プロポーザル説明書	P16	敷地及び周辺地盤の、高低差の情報があれば、ご提供をお願いします。	
4	プロポーザル説明書	P13, 45, 46等	敷地周辺建物の概略の平面、立面、断面の情報があれば、ご提供をお願いします。	
5	プロポーザル説明書	P44	「敷地外におけるデッキ等の計画」の検討の為に、高松シンボルタワーのデッキスガレリア2階の空中店舗、3階のオープンホワイエの床レベル及び高松コリドーの床レベル(TPレベル)をご教示ください。	
6	サンポート高松の現況	P15	多目的広場地下駐車場の断面図を開示していただけますか？	